

## 東カリマンタン州全域における外出制限を伴うとみられる保健プロトコル強化の実施

令和 3 年 2 月 5 日  
在スラバヤ日本国総領事館

●4日、東カリマンタン州は、州内全域において、外出制限を伴うとみられる保健プロトコルの強化を内容とする指示を発出しました。

●引き続き感染防止に心がけていただくとともに、外出時には最新情報の入手に努め規則遵守に十分ご留意ください。

1 4日、東カリマンタン州は、州内全域の市長、県知事、郡長及び村長に対し、週末の外出制限を含む保健プロトコルの強化を内容とする指示 (INSTRUKSI GUBERNUR KALIMANTAN TIMUR NO:1 TAHUN 2021) を発出しました。

主な指示内容は以下のとおりです。

- (1) 各地域において市民を巻き込んだコロナ対策の推進
  - (2) 5M(石けんによる手指洗浄、マスク着用、ソーシャルディスタンスの維持、人混みを避ける、移動を控える)の実施による保健プロトコル意識の向上
  - (3) 州内全域での社会活動制限実施 (PPKM) の実施
- ※PPKM に伴う制限内容については同指示に明示されておらず不明ですが、今後、各市県において、1月31日付当館領事メール (<https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/files/100144072.pdf>) でお知らせした東カリマンタン州バリクパパン市における PPKM のような規制が行われることが考えられます。
- (4) 2月6日から次の指示までの間、毎週土曜日及び日曜日の屋外での活動制限  
※右制限が義務を伴うものか単なる呼びかけかは現在のところ判然としていませんが、公共施設及び商業施設の閉鎖が行われるとの報道も確認されています。
  - (5) 毎週土曜日及び日曜日に公共施設及び人の集まる施設への消毒液の散布
  - (6) 市県政府から地区レベルまで TF 監視所の設置・活用
  - (7) 保健プロトコル違反取締りの強化

2 上記のとおり、本件指示書の対象は市長及び県知事等であるため、市民に対する具体的な規制は判然としておりません。しかし、今後、当局による保健プロトコル違反の取締りの強化や新たな規制が行われることが予想されますので、必要に応じ滞在先又は往訪先の関係機関に規制状況を確認するなど最新情報の入手に努めてください。(了)